

京都産業大学学長 坂井 東洋男 様

2010年6月30日
NPO法人京都禁煙推進研究会
理事長 栗岡成人

はじめまして。私どもは京都の禁煙推進・禁煙環境整備を推し進めるNPOです。

この度、京都産業大学の教職員から、京産大構内の禁煙環境整備体制が遅れているとの指摘をうけ、一緒に構内を見て周り受動喫煙曝露状況を調査しました。

公共の場での喫煙は、単に周囲に迷惑であるだけでなく、周囲の人の健康に重大な被害を及ぼします。一瞬の受動喫煙でも気管支喘息発作、狭心症、脳卒中などの重大な病気を惹き起こす恐れがあります。タバコの煙に含まれる発がん物質には放射線のような閾値（許容値）が存在しません。WHOは受動喫煙に安全なレベルはないと言明しています。さらに、火のついたタバコによる火傷の危険性があることや、吸殻のポイ捨てが環境を汚染し、大学の美観を損なうことも大きな問題です。

受動喫煙防止を定めたタバコ規制枠組条約（FCTC）ガイドラインには、「すべての締約国は、その国におけるWHO枠組条約発効後5年（2010年2月）以内に（受動喫煙からの）例外なき保護を実現するよう努力しなければならない」と述べられており、既に世界の多くの国々や地域では、受動喫煙を防止する法令が制定され、人々が受動喫煙の健康被害から保護されています。日本でも健康増進法に基づいて、本年2月に、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」とする厚生労働省通知が出され、4月からは神奈川県で受動喫煙防止条例が施行されています。

屋内と屋外でタバコの煙の性質が異なるわけではありません。健康への危険性という点では、屋内でも屋外でも同じであり、屋外であっても周囲の人に健康被害を及ぼす危険性は十分にあると考えるべきです。そして、タバコの煙は無風の状態で半径7mの範囲にまで影響を及ぼすことが実験的に確かめられています。

自らを厳しく律しつつ、創造性に富み、社会的な義務を怠らずに、国際社会で活躍できる人材の育成をされる最高学府としては、京都産業大学の現在の禁煙環境は劣悪を言わざるをえません。非喫煙者保護の立場からも以下の点を可及的速やかに改善されるよう要望いたします。

- 建物の出入り口付近での喫煙規制
- 喫煙所以外での灰皿撤去
- 最小限度の喫煙所の設置（受動喫煙の原因となる人の出入りする玄関入り口や、広場への設置は不相当です。どうしても設置せざるを得ない場合は建物裏など人通りのない場所）
- 歩行喫煙および路上喫煙の禁止
- 喫煙場所以外での禁煙表示
- 建物内での禁煙
- 学内での禁煙啓発活動

京都産業大学が、豊かな人間性、確たる倫理意識の確立を重視されている大学であることを踏まえて、今後の方針につき7月31日までにご回答頂きますようお願い申し上げます。

【注】路上喫煙：路上で喫煙すること、歩行喫煙：歩きながら喫煙すること

敬白

【連絡先】〒604-8336 京都市中京区三条大宮町 243 田中医院内
NPO法人京都禁煙推進研究会事務局
TEL:075-822-3514(水・金曜日の午前10時～午後4時)